

2 - 1 - 1 構造計算適合性判定を要する建築物

改正建築基準法第20条第1項第二号において規定されるもの

- ・地階を除く階数が4以上であるもの又は高さが16mを超える木造の建築物
- ・地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物
- ・高さが20mを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物

これらに準ずる建築物として、施行令36条の2において規定されるもの

- ・地階を除く階数が4以上である組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物
- ・地階を除く階数が3以下である鉄骨造の建築物であって、高さが16mを超えるもの
- ・鉄筋コンクリート造と鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であって、高さが20mを超えるもの
- ・木造、組積造、補強コンクリートブロック造若しくは鉄骨造のうち2以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち1以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であって、地階を除く階数が4以上であるもの又は高さが16mを超えるもの
- ・その安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限って、国土交通大臣が定める建築物（平成19年国土交通省告示593号）

建築物の構造・規模等に係らず、下記のもの

- ・許容応力度等計算（ルート2）、保有水平耐力計算（ルート3）又は限界耐力計算（これらと同等以上に安全性を確かめることができる構造計算を含む）を行ったもの（下記「註」参照）
- ・上記の構造計算又は許容応力度計算で、大臣認定プログラムによるもの

時刻歴応答解析によるものについては、個別に性能評価を受けた上で大臣認定を取得することとなるため、構造計算適合性判定は不要となります。

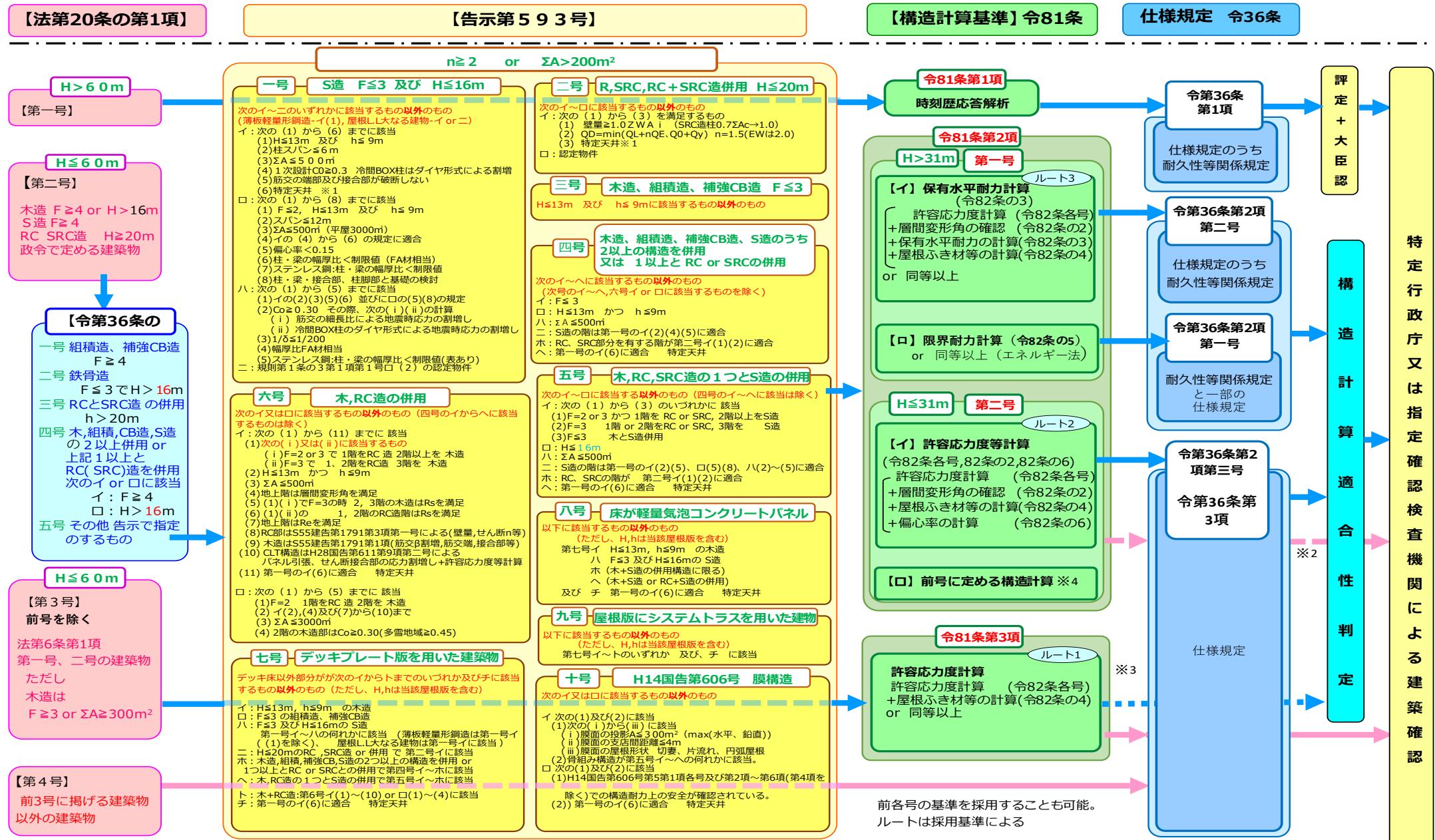
註) 平成27年6月1日から以下の点について変更となっています。

- ① 構造計算に関する高度な専門知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事等が建築確認を行う場合には、審査が比較的容易にできると政令で定めた許容応力度等計算（ルート2）については、構造計算適合性判定の対象外となります。
- ② 既存不適格である建築物の増改築を行う際、令第9条の2に定められた「特定増改築構造計算基準」の構造計算を行っている場合には構造計算適合性判定の対象となります。
- ③ エクスパンションジョイント等で構造上分離されている建築物の各部分は、分離されている部分ごとに異なる構造計算の方法の適用が可能となりました。これにより当該部分ごとに構造計算適合性判定の対象の要否を判断することが可能になりました。

註) 令和7年4月1日より

- ① 法第20条第1項第四号に掲げる建築物で、構造設計一級建築士による設計若しくは法適合確認を行った特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準による構造設計で、国土交通省で定める要件を備える者である主事等（ルート2主事）が建築確認を行う場合は、構造計算適合性判定の対象外となります。

II-1 構造計算適合性判定をする建築物(適応フロー図)



【凡例】

F : 地下を含まない階数
n : 階数
H : 高さ
h : 軒の高さ
ΣA : 延べ面積

R.C造: 鉄筋コンクリート造
S造: 鉄骨造
SRC造: 鉄骨鉄筋コンクリート造
CB造: 補強コンクリートブロック造
D.PL: デッキプレート

注: ※1 ルート1の建築物の時は特定天井の検討方法に応答スペクトル法、簡易素ペクトル法を用いることはできません。
※2 ルート2の建築物の確認審査をルート2主事が行う場合には、構造計算適合性判定の対象外になります。
※3 ルート1で認定プログラムを使用した場合は構造計算適合性判定の対象となります。
※4 前各号に定める構造計算基準を採用した場合はそのフローによります。
法20条の適用外となる既存不適格建築物への増改築で、特定増改築計算基準による場合は構造計算適合性判定の対象になります。